

観音寺市観光基本計画改定支援業務委託事業者選定プロポーザル実施要領

1 目的

この実施要領は、「観音寺市観光基本計画」の中間見直しに係る計画改定支援業務（以下「本業務」という。）を実施するに当たり、将来性のある実現可能な戦略的企画立案を行い、質の高い効果を得るため公募型プロポーザル方式により、事業者の募集及び選定基準に関し必要な事項を定め、委託事業者を選定することを目的とする。

なお、別に添付する資料（仕様書、審査実施要領）についても、この実施要領と一体のものとして取り扱うこととする。

2 業務の概要

(1) 業務の名称

観音寺市観光基本計画改定支援業務

(2) 委託期間

契約締結の日から令和5年3月31日まで

(3) 契約限度額

3,774,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

(4) 業務の内容

観音寺市観光基本計画改定支援業務仕様書のとおり

3 プロポーザル実施スケジュール(予定)

- (1) 実施の公告（実施要領の公表）・・・・・・ 令和4年6月16日
- (2) 実施要領等に関する質問の受付期間・・・・・・ 令和4年6月16～23日
- (3) 実施要領等に関する質問に対する回答期限・・・・ 令和4年6月27日
- (4) 参加表明書の提出期限・・・・・・ 令和4年6月28日
- (5) 企画提案書等の提出期限・・・・・・ 令和4年7月8日
- (6) 第1次審査（資格審査）、結果通知・・・・・・ 令和4年7月13日
- (7) 第2次審査（プレゼンテーション）・・・・・・ 令和4年7月22日
- (8) 委託事業者の決定（契約締結）・・・・・・ 令和4年7月下旬

4 応募資格

- (1) 本業務を適正に履行する能力があることを証するため、過去5年間（平成29年4月1日から令和4年3月31日までの間に完了）において、国又は地方公共団体等が発注した観光関係事業（計画策定、改定若しくは観光に関する基礎調査等）を受託し、適切に履行した実績を有していること。ただし、会社設立又は、会社業務として観光関係業務開始が2年以内（基準日令和4年3月31日）の場合はこの限りではない。
- (2) 当市の入札参加資格者名簿に登載されていること。未登載事業者においては、令和4年6月28日までに申請手続きを完了すること。
- (3) 地方自治法施行令第167条の4に規定する資格制限に該当しないこと。

- (4) 国税及び地方税に滞納がないこと。
- (5) 当市指名停止基準に基づく指名停止を企画提案書等の提出時において受けていないこと。
- (6) 応募事業者の構成員が次のいずれにも該当しないこと。
 - ア 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過しない者又は企画提案書等の提出前6か月以内に手形若しくは小切手の不渡りを出した者。
 - イ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は、商法（明治32年法律第48号）に基づく会社整理の申立てを行っている者。ただし、手続開始の決定後、国の一般競争入札参加資格の再認定を受けている場合は除く。
 - ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号及び第2条第6号の規定に基づき、都道府県公安委員会が指定した暴力団等の構成員を、役員、代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用している者。

5 資格審査及び企画提案書の評価・審査方法等

(1) 最優秀提案者の決定

最優秀提案者は、以下の項目に基づいて市長が最終決定し、これを業務委託候補者（以下「委託候補者」という。）とする。

(2) 審査機関

ア 本業務の委託候補者選定は、観音寺市観光基本計画改定支援業務委託事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）で行う。

イ 委託候補者の選定までに関わる審査、評価、採点は、委員により選定委員会で行う。

ウ 選定委員会は、委員の過半数の出席によって成立する。

(3) 審査方法

第1次審査実施要項、第2次審査実施要項及び委託事業者選定評価基準（以下「評価基準」という）に沿って審査を行う。

(4) 選定方法

選定委員会は、審査に係る企画提案書に記載された内容等を評価審査し、出席した委員の、評価点の合計が最も高い提案をした者を最優秀提案者とする。ただし、評価点の合計が最も高い提案が2者以上あるときは、委員長が最優秀提案者を決定する。

(5) 資格審査

企画提案書等により、本プロポーザルに参加するために必要な資格の審査を行う。

(6) 第1次審査

提出された企画提案書等による書類により、第1次審査要項の項目について審査する。

(7) 第2次審査

プレゼンテーション及びヒアリングを実施し、第2次審査要項に基づき評価審査を行う。

ア 実施日時 令和4年7月22日（金） 午後2時から（予定）

- イ 実施場所 観音寺市役所 2階 201・202会議室
- ウ 実施時間 各事業者30分程度（プレゼンテーション：20分以内、ヒアリング及び質疑応答：10分程度）
- エ 出席者 各事業者3名以内とする。ただし、改定支援業務責任者となる者は必ず出席すること。
- オ 準備物 パソコン等を使用する場合は各事業者で準備すること。
なお、プレゼンテーションに使用するスクリーン及びプロジェクターは当市が準備するが、設定については各事業者が行う。
- カ プレゼンテーションの懸 企画提案書等の受付順とする。

(8) その他

- ア 企画提案事業者（以下「提案者」という。）が1者の場合は、選定委員会において委託候補者としての可否を仮決定する。
- イ 第2次審査の対象となる業者が1者の場合でも、プレゼンテーション及び審査を実施し、6割以上得点しなければ失格とする。
- ウ 第2次審査で使用する資料については、事前に提出したものを使用することとし、当日の追加資料は認めない。
- エ 第2次審査は匿名で行うため、事業者名は名乗らないものとする。

6 審査結果の通知及び公表

- (1) 資格審査及び第1次審査の結果の通知については様式第8号により通知する。
なお、第1次審査を通過した事業者については、第2次審査の案内と合わせて通知する。
- (2) 第2次審査の結果については、文書により、本プロポーザルに参加した全ての事業者
に通知する。
- (3) いずれの審査においても、その審査結果に対する一切の申立てを認めない。
- (4) 審査結果については、当市のホームページにおいて公表する。

7 実施に関する留意事項

- (1) 費用負担及び報酬について
プロポーザル参加に関する費用は参加事業者の負担とする。また、企画提案書等の提出に関して、報酬は支払わないものとする。
- (2) 提出書類の取り扱いについて
 - ア 提出された書類は、返却しない。
 - イ 提出期限後における、企画提案書等の追加・差替え・再提出は認めない。ただし、当市から追加資料提出の要請等があった場合は速やかに応じること。
 - ウ 当市は、提案者から提出された企画提案書等は、事業者の選定以外に使用しない。
 - エ 企画提出書類作成のために市から受領した資料は、当市の許可なく公表及び使用してはならない。
 - オ 提案者から、実施要領等に基づき提出された書類の著作権は、原則として書類の作

成者に帰属し、当市は無条件でその使用权を持つものとする。

カ 提案者名及び企画提案書等については、情報公開の対象となる。ただし、提案者の正当な利益が害されるおそれがあると当市が認めた情報については非公開とする。

(3) 失格事項

次に掲げる事項のいずれかに該当する場合は、失格とする。

ア 委員に、直接間接を問わず接触を求めた場合

イ 企画提出書に虚偽の内容が記載されている場合

ウ 企画提案書を提出した日から契約締結までの間に、社会的信用を失墜させる行為があった場合

エ 提案者が、第2次審査の日までに資格要件を満たさなくなった場合

オ 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為があった場合

カ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合

キ 第2次審査において、指定された時刻に出席しなかった場合

ク 見積書に記載された金額が契約限度額を超えた場合

(4) プロポーザル提案の無効

次に掲げる事項のいずれかに該当する場合は、その提案を無効とする。

ア 指定された提出方法、提出場所等に合致しない場合

イ 実施要領等により指定された様式及び記載上の留意事項に示された条件等に合致しない場合

ウ 企画提案書等の、記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合

エ 企画提案書等に、虚偽又は履行不可能な内容が記載されている場合

オ 企画提案内容が、民法（明治29年法律第89号）第93条、第94条、第95条に該当する場合

(5) その他

ア 当市が提示する資料は、実施要領と一体のものとして、同等の効力を有するものとする。

イ 質問書が提出された場合において、その質問に回答することにより無用な混乱を招くおそれがあると認めたときは、質問に回答しないことがある。

ウ 提案者は、企画提案書等の提出をもって、実施要領、仕様書及び関係資料に記載された内容を承諾したものとみなす。

エ 企画提案書等提出後に、参加を辞退することとしたときは、速やかに辞退届（様式第7号）を提出すること。ただし、委託候補者選定後の辞退は認めない。

なお、本プロポーザルを辞退した者に対し、今後において、それを理由に不利益な取り扱いをすることはない。

8 実施要領等に関する質問の受付及び回答

(1) 提出方法

質問書(様式第2号)に質問内容を簡潔に記載し、電子メールにより提出すること。なお、質問書提出後に電話により受信確認を行うこと。

(2) 受付期間

令和4年6月16日(木)から令和4年6月23日(木)までとする。

(3) 回答期日及び方法

令和4年6月27日(月)午後4時までに、すべての質問に対する回答を参加表明者に電子メールにより回答する。

(4) 送信先アドレス及び確認先電話番号

観音寺市商工観光課電子メールアドレス shoukan@city.kanonji.lg.jp
観音寺市商工観光課電話番号 0875 - 23-3933 (ダイヤルイン)

9 参加表明書の提出について

(1) 提出書類

参加表明書(様式第1号)

(2) 提出期限

令和4年6月28日(火)午後4時30分(必着)

(3) 提出先

〒768-8601 香川県観音寺市坂本町一丁目1番1号
観音寺市経済部商工観光課

(4) 提出方法

持参又は郵送とする。

ア 持参する場合:受付時間は、平日の午前9時00分から午後4時30分までとする。

イ 郵送する場合:郵便書留による(当日消印有効)。

10 企画提案書等の提出について

(1) 提出期限

令和4年7月8日(金)午後4時30分(必着)

(2) 提出先

〒768-8601 香川県観音寺市坂本町一丁目1番1号
観音寺市経済部商工観光課

(3) 提出方法

ア 提出先へ持参又は郵送とする。

(ア) 持参する場合:受付時間は、平日の午前9時00分から午後4時30分までとする。

(イ) 郵送する場合:郵便書留による(当日消印有効)。

イ 提出部数 1部

企画提案書については、プリント(カラー可)によるもの10部とする。

ウ A4用紙、縦使用、横書き、両面印刷、左綴じとし、頁数をつけ、A4フラットファイルに企画提案書等一式を綴じること。ただし、企画提案書の9部についてはフラットファイルに綴じなくてよい。

エ フラットファイルの表紙及び背表紙に業務名「観音寺市観光基本計画改定支援業務」を記載すること。

(4) 提出書類

ア 受注実績書（様式第3号）

イ 改定支援業務責任者調書（様式第4号）

ウ 誓約書（様式第5号）

エ 国税及び地方税に滞納がないことの証明書各1部（任意様式）
（証明年月日が申請書提出日以前3か月以内のもの）

オ 企画提案書

カ 見積書（様式第6号）

(5) 企画提案書の作成

ア 「本業務仕様書」（以下「仕様書」という。）を踏まえて作成すること。

イ 企画提案書については、計30頁以内（片面換算、指定様式含まない。）とし、フォントサイズは11ポイント以上とする。（フロー図及びイメージ図といった図面系資料については、A3用紙、片面換算3枚までとする。）

ウ 事業者名や事業所等が特定できる内容は記載しないこと。

エ 企画提案書は、参加表明書提出者1者につき1提案のみ受付けるものとし、提出後の追加・修正は認めない。

(6) 企画提案書に記載する項目

次のアからキまでの項目について、必ず記載すること。

ア 基本方針

本業務に対する基本方針や現行の観音寺市観光基本計画に対する問題点や課題、改正点などに関する提案

イ 関連計画との整合性

当市が定める各種関連計画との整合性を踏まえた提案

ウ 地域性に即した企画提案

当市の地域特性や地理的状況、課題などを踏まえた提案

エ 経済効果に関する企画提案

当市の経済効果に関する課題を踏まえた提案

オ 課題分析方法

当市が抱える観光振興に関する課題を把握するための手法及び課題分析や関連資料の収集分析の手法

カ 企画に関する提案

仕様書に示された事項以外に本業務を充実させるための独自の提案

- キ 工程表の作成
 - 当市と受託者の業務分担を明記すること
 - ※ 内容については評価基準表を参考にすること。
- (7) 添付書類（1部）
 - ア 会社概要（定款等事業所の沿革、組織概要）がわかる資料（PR用パンフレット等添付可）
 - イ 商業登記等事項証明書（履歴事項全部証明書）※企画提案書等提出期限日前、3か月以内の日付のものに限る。（写し可）
 - ウ 財務諸表（直近2期分の貸借対照表、損益計算書の写し）
- (8) 見積書の作成
 - ア 指定の様式により作成すること。（様式第6号）
 - イ 見積金額には、契約希望金額（税込み）を記載すること。

11 事務の処理

この要領に基づく事務及び委員会の庶務は、経済部商工観光課において行う。

〒768-8601 香川県観音寺市坂本町一丁目1番1号
観音寺市経済部商工観光課
TEL：0875 - 23 - 3933（ダイヤルイン）
電子メールアドレス：shoukan@city.kanonji.lg.jp